平成２３年（家）第７０２１４号
大阪府東大阪市弥生町18番14号
申立人　有限会社滝井特殊印刷
本籍大阪府東大阪市東山町736番地１、最後の住所大阪府東大阪市弥生町18番６号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日平成21年９月29日､出生の場所大阪府中河内郡牧岡町、出生年月日昭和26年11月23日、職業不詳
被相続人　亡　瀧井　輝男
事務所大阪市北区西天満４丁目１番15号　西天満内藤ビル502号
相続財産管理人　弁護士　川﨑　　壽
大阪家庭裁判所
平成２３年（家）第７０３０１号
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
申立人　株式会社京都銀行
本籍大阪市福島区玉川１丁目８番、最後の住所大阪市福島区玉川２丁目３番16―433号、死亡の場所大阪市福島区、死亡年月日平成21年11月25日、出生の場所大阪市福島区、出生年月日昭和23年６月19日、職業会社役員
被相続人　亡　志村　雅人
事務所大阪市北区西天満６丁目７番４号大阪弁護士ビル807
相続財産管理人　弁護士　大江　晃弘
大阪家庭裁判所
平成２３年（家）第７０３４６号
大阪市中央区北浜２丁目５番４号
申立人　大阪市信用金庫
本籍京都市北区紫野上門前町80番地、最後の住所大阪市都島区友渕町１丁目４番３―506号、死亡の場所大阪市中央区、死亡年月日平成22年４月５日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和22年５月19日、職業不詳
被相続人　亡　福隅　莞爾
事務所大阪市北区西天満４丁目１番15号　西天満内藤ビル502号
相続財産管理人　弁護士　川﨑　　壽
大阪家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
平成２３年（家）第１５０３６号
新潟市中央区西堀通４番町259番地58号西堀青藍館501号
申立人　村上　　裕
本籍新潟県新発田市本田壬85番地、最後の住所新潟市西区善久730番地１　悠黒埼、死亡の場所新潟市西区、死亡年月日平成22年７月５日、出生の場所新潟県北蒲原郡本田村、出生年月日昭和９年７月30日、職業無職
被相続人　亡　渡邉　新造
催告期間満了日　平成23年11月30日
新潟家庭裁判所

準禁治産宣告取消

平成２３年（家）第３０２号
本籍静岡県静岡市清水区船越南町791番地１、住所静岡県静岡市駿河区北丸子２丁目５番４号谷タウンハイツ102号
事件本人　清水　紫郎
昭和22年１月23日生
平成23年４月26日準禁治産宣告取消審判確定
静岡家庭裁判所裁判所書記官

失踪に関する届出の催告

次の申立人から今次戦争による生死不明者に対し未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告の申立てがあったので、生死不明者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、戦時死亡宣告を受けることになります。また、生死不明者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。
平成２３年（家）第３７６号
広島市中区基町10番52号
申立人　広島県知事　湯﨑　英彦
本籍広島市佐伯区湯来町大字下1286番地、最後の所在中国吉林省徳恵県松花江
今次戦争による生死不明者　守下ミサ子
昭和14年１月25日生
公示催告期間満了日　平成23年７月29日
広島家庭裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２３年（フ）第１７４号
宮崎市佐土原町上田島3695番地
債務者　マチダ産業有限会社
代表者代表取締役　鈴木　裕二
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柏田　芳徳
４　破産債権の届出期間　平成23年６月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第２７１号
埼玉県川越市大字古谷上5893番地10
債務者　有限会社藤商梱包
代表者代表取締役　遠藤　紘一
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　与川　勇馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前11時20分
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第１３１号
群馬県高崎市緑町１丁目３番３号
債務者　株式会社グリーンエナジー
代表者代表取締役　齊藤　良明
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　貴明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午前11時40分
前橋地方裁判所高崎支部
平成２３年（フ）第１０９９号
横浜市瀬谷区五貫目町25番地４
債務者　株式会社ハイディー
代表者代表取締役　深澤　嘉次
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊島　健司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第９４４号
名古屋市中区正木２丁目４番13号　シティーライフ正木５Ｄ
債務者　株式会社ＣＴＳ
代表者代表取締役　吉田　　茂
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎本　　修
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後１時45分
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２１７６号
大阪府東大阪市岩田町５丁目15番37号
債務者　株式会社サンライフ
代表者代表取締役　松尾　貴史
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻野　伸一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第２６４９号
大阪府寝屋川市上神田１丁目37番23号
債務者　株式会社三輪
代表者代表取締役　平田　英雄
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　真也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第１０９号
長野県飯山市大字飯山11492番地181
債務者　有限会社オフィスケーエム
代表者代表取締役　村上　博利
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板谷健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午前11時
長野地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第８６号
群馬県太田市石橋町1066番地
債務者　福島電気有限会社
代表者代表取締役　福島　　達
１　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月11日午後３時30分
前橋地方裁判所太田支部